

# 宍粟市から 転出される方へ

お問合せ先①	
◆宍粟市役所 本庁	0790-63-3000
◆一宮市民協働センター (いちのぴあ)	0790-72-1000
◆波賀市民協働センター (はがてらす)	0790-75-2220
◆千種市民協働センター (ライアリ-ちくさ)	0790-76-2210

お問合せ先②	
◆保健福祉課 (宍粟市役所北庁舎3階)	0790-62-1000
◆一宮保健福祉課 (いちのぴあ内)	0790-72-2100
◆波賀保健福祉課 (はがてらす内)	0790-75-8800
◆千種保健福祉課 (保健福祉センタ-イ-ガ-ヤちくさ内)	0790-76-8600

- 新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村で手続きをしてください。
- 必要なものは、転出証明書・印鑑・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）・マイナンバー確認書類（個人番号カードなど）です。  
なお、正当な理由なく14日以内に転入届をされないと住民基本台帳法第52条の規定により50,000円以下の過料に処せられることがあります。
- 転出証明書をなくされた人は、市民課市民係または各市民局市民係で再発行の手続きをしてください。
- 転出予定日以降は、宍粟市では印鑑証明書を発行できませんので、新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。
- ご都合により転出を取り止められた場合は、必ず転出証明書・印鑑・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）を持参のうえ、転出取消しの手続きをしてください。

●下の表に該当される人がいらっしゃいましたら、担当課へ届出またはお問い合わせください。

対象となる人	宍粟市での手続き（詳しくはお問い合わせください）	
国民健康保険の加入者	◆市民課 国保係・医療年金係 (市役所1階⑯) 63-3108	資格確認書等、各種認定証を添えて資格喪失届を提出してください。 本人確認書類、マイナンバー確認書類が必要です。 なお、転出されると、以下の場合を除き、宍粟市国保での受診はできません。 ・就学のため転出される場合は、在学証明書または学生証が必要です。 ・施設等に入所するために転出される場合は、必ず申し出てください。（入所証明書等を添付し住所地特例の申請が必要です）
福祉医療（移・乳・母・障・高）の助成を受けている人	◆各市民局 まちづくり推進課 (電話番号は上記のお問い合わせ先①へ)	医療受給者証を添えて資格喪失届を提出してください（転出が確定すると受給者証は使用できません）。 ・移＝高齢期移行医療・乳＝乳幼児等医療・母＝母子家庭等医療 ・障＝重度障害者医療・高＝高齢重度障害者医療
後期高齢者医療保険の加入者		資格確認書等、各種認定証を添えて資格喪失届を提出してください（転出が確定すると宍粟市の資格確認書等は使用できません）。保険料は後日の精算となります。 ・県外転出の人は、負担区分等証明書の交付申請をしてください。 ・障害認定（65歳から74歳）を受けている人、特定疾病認定を受けている人は、認定証明書の交付申請をしてください。
原動機付自転車をお持ちの人 (125cc以下で宍粟市のナンバープレートのついたもの)	◆税務課 管理係・市民税係・資産税係 (市役所1階⑯) 63-3124	ナンバープレート・標識交付証明書（登録票）をご持参のうえ、登録抹消手続きをしてください。手続き後に廃車証明書を交付します。
市・県民税について	◆各市民局 まちづくり推進課 (電話番号は上記のお問い合わせ先①へ)	市民税や県民税は、1月1日現在宍粟市に住所があれば、転出されてもその年度の市・県民税は宍粟市で課税されることになります。詳しくは市民税係までお問い合わせください。
固定資産税について		固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日現在宍粟市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人です。詳しくは資産税係までお問い合わせください。
妊婦健康診査費助成券及び しそうスクスク応援券をお持ちの人	◆各保健福祉課 (電話番号は上記のお問い合わせ先②へ)	助成券及び応援券が残っている人は、転出前にお近くの各保健福祉課で返却してください。
公立小学校・中学校の児童・生徒	◆教育総務課（市役所4階⑭） 63-3121	学校で転校用在学証明書及び教科書給与証明書の交付を受けてください。

対象となる人	宍粟市での手続き（詳しくはお問合せください）	
介護保険被保険者証をお持ちの人	◆高年福祉課（北庁舎1階） 63-3160	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を返却ください。施設等に入所する場合はお知らせください。印鑑、本人確認書類、被保険者等の口座のわかるもの、マイナンバー確認書類が必要です。
要介護・要支援認定を受けている人	◆各保健福祉課 (電話番号は表面のお問合せ先②へ)	転出届時に介護保険受給資格証明書の交付を受けてください。
障がい者手帳をお持ちの人		身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人は、新しい市町村で住所変更の手続きをしてください。マイナンバー確認書類が必要です。
特別障がい者手当等を受給している人		新しい市町村で住所変更の手続きをしてください。マイナンバー確認書類が必要です。
障がい福祉サービスを受給している人		転出が決まったときは速やかに担当課にお問い合わせください。
自立支援医療受給者証をお持ちの人	◆障がい福祉課（北庁舎1階） 63-3101	【精神通院医療・更生医療】 新しい市町村で住所変更の手続きをしてください。マイナンバー確認書類が必要です。
有料道路通行料割引を受けている人でETCを利用している人	◆各保健福祉課 (電話番号は表面のお問合せ先②へ)	新しい市町村で住所変更の手続きをしてください。県外転出等で車のナンバーが変わる場合も変更手続きが必要です。必要な書類がありますので、担当課にお問合せください。
兵庫ゆずりあい駐車場を利用している人		県外転出の場合、兵庫ゆずりあい駐車場利用証を返却してください。
兵庫県心身障がい者扶養共済制度に加入しているまたは共済年金を受給している人		転出が決まったときは速やかに担当課にお問い合わせください。
外出支援サービス事業を利用している人		外出支援サービス事業利用券を返還してください。
普通車の自動車税の減免を受けている人		県外転出の場合、減免対象が都道府県によって異なるため、転出先の県税事務所にお問合せください。また、軽自動車の場合は、減免の可否について転出先の税務担当課にお問合せください。
児童手当を受けている人（公務員を除く）	◆子育て支援課（北庁舎3階） 63-3176	受給者及び対象児童全員が転出する場合を除き、児童手当受給事由消滅届を提出してください。
児童扶養手当を受けている人	◆各保健福祉課 (電話番号は表面のお問合せ先②へ)	市外転出届または資格喪失届を提出してください。
特別児童扶養手当を受けている人		新しい市町村で住所変更の手続きをしてください。（県外または政令指定都市に転出される場合は、宍粟市にて県外転出届または資格喪失届の提出をしてください。）
上下水道について	◆水道管理課（市役所2階⑦） 63-3129 ◆一宮地域振興係 72-2000 ◆波賀地域振興係 75-2976 ◆千種地域振興係 76-2210	本人確認書類（免許証など）をご持参のうえ、上下水道使用休止・廃止届を提出してください。※市HPより電子申請可 なお、上下水道料金（閉栓手数料を含む）は、使用水量確認後の精算となります。
引越しごみと最終し尿汲み取りについて	◆生活衛生課（市役所1階⑫） 63-3506	引越しごみはごみステーションには出せません。分別して、にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、宍粟市の許可を得ている一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。 詳しくは、生活衛生課またはにしはりまクリーンセンター（0790-79-8550）までお問合せください。 最終し尿汲み取りの必要な人は、早めにお申し込みください。 ・予約専用ダイヤル（0790-63-3515）
犬を飼っている人		新しい市町村に犬の鑑札を持参のうえ住所変更の手続きをしてください。
しーたん通信機器の端末を設置している人	◆広報情報課（市役所3階⑩） 63-3115	端末を返却してください。なお、集合住宅の場合は返却不要です。
海外へ転出される人	該当する各課へお問い合わせください。 日本に戻られる場合は、転入先に戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍の附票・パスポート・マイナンバーカード（取得されていた人のみ）・基礎年金番号のわかるものをご持参のうえ、転入の手続きをしてください。	